



国民健康保険からのお知らせ

その1

国民健康保険の加入・脱退手続きはお済みですか？

会社等の健康保険に加入・脱退したときは、国保の加入・脱退の手続きが必要です。住民生活課に届出をしてください。

◎加入・脱退の手続きに必要なもの

○加入する場合…

- ・健康保険等資格喪失証明書（健康保険等の資格を喪失した日、被扶養者が確認できるもの）
⇒勤めていた会社、社会保険事務所などで求めてください。
- ・印鑑（認印で構いません）
- ・家族の方で既に国保に加入している方がいる場合は『国保保険証』
- ・65歳未満の方で厚生年金、共済年金等の受給権のある方は『年金証書』
- ・あわせて国民年金に加入される方は『年金手帳』

○脱退する場合…

- ・新しく加入した保険の保険証（全員分）
- ・国保保険証
- ・印鑑（認印）



その2

退職者医療制度をご存知ですか？

会社等を退職し、年金の受給権がある65歳未満の方と、その配偶者などの被扶養者の方は「退職者医療制度」で医療を受けることになります。

退職被保険者になった場合、医療費の自己負担割合（3割）、国保税の額等は変わりませんが、保険者の負担（7割）の一部を社会保険が負担することになります。

◎対象となる方⇒次の要件に全て該当する方

- ・65歳未満で、国民健康保険に加入している方
- ・厚生年金などの受給権がある方
- ・厚生年金などの加入期間が20年以上、もしくは40歳以降に10年以上ある方
- ・上記に該当する方で退職者医療の手続きをしていない方



◎年金証書を受け取ったら届出を!!

年金の受給権の発生した日（おおむね60歳になる誕生日の前日）が、退職被保険者になる日です。年金を請求する手続きを行い年金証書が届きましたら、住民生活課に届出をしてください。

○届出の際に必要なもの

- ・年金証書
- ・印鑑（認印で構いません）
- ・国保保険証（青色の保険証（退職被保険者証）を持っている世帯はその保険証も）